

公募型見積合わせ公告

次のとおり公募型見積合わせを実施します。

1. 業務名及び番号

業務名： 高知工科大学香美キャンパス特定建築物定期調査報告書作成業務

番 号： 高大C 2 6－0 0 5

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

※特定行政庁への報告期限は原則令和8年11月30日までだが、詳細については
落札後に協議を行うものとする。

3. 履行場所

高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185

高知工科大学香美キャンパスの各建物

4. 見積参加資格

- (1) 高知県公立大学法人契約事務取扱規程（以下、「契約事務規程」という。）第3条に規定する者は、見積合わせに参加する資格を有しない。
- (2) 高知県における令和8・9年度 測量建設コンサルタント等入札参加者資格（建築関係建設コンサルタント業務：調査）を有する者であること。
- (3) この告知の日から見積提出期限の日までの間に、国又は地方公共団体から取引停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、見積合わせに参加する資格者であることを認めない。

5. 見積参加申込

- (1) 見積参加に必要な書類の交付場所及び問い合わせ先

〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185

高知工科大学香美キャンパス 本館1階 施設管理課事務室

担当者： 施設管理課 丸岡、山本 TEL 0887-53-1120

E-mail: shisetsu@ml.kochi-tech.ac.jp

- (2) 見積参加申込みに必要な書類の交付方法

令和8年9月17日（木）9時00分～令和8年9月29日（火）17時00分（土日祝の終日及び平日の業務時間外を除く）の間に、上記（1）の交付場所において交付する。その際、競争参加者は、入札参加資格決定通知書（現時点で有効なもの）の写しを提出すること。また、関係資料の円滑な交付のため、事前に担当者へ連絡

すること。

(3) 質疑書の受付期限及び回答日

ア 受付期限： 令和8年9月30日（水） 14時00分（必着）

本仕様に係る質疑については、質疑事項・回答書（交付書類に添付）にて受け付けるものとし、原則として口頭による質疑は受け付けない。

イ 提出方法： (1) のメールアドレスへ送信するとともに、担当者へ電話連絡を行うこと。

ウ 回答日（予定）： 令和8年10月2日（金）

質疑事項・回答書は、競争参加者全員に通知する。なお、質疑がなかった場合は通知しないものとする。

6. 見積方法

(1) 本学指定【様式1】の見積書を1通作成し、見積提出期限までに下記提出場所へ直接持参又は郵送（一般書留または簡易書留に限る）にて提出すること。いずれの場合も、封印し封筒の封皮に「氏名（法人の場合はその名称又は商号）」及び「高知工科大学香美キャンパス特定建築物定期調査報告書作成業務の見積書在中」と朱書すること。なお、提出後の見積書は、取替、変更、取消をすることはできない。

(2) 見積書の提出場所等

前項5.(1)に同じ

(3) 見積提出期限

令和8年10月9日（金）15時00分（必着）

7. 見積の無効

(1) 指定様式以外で提出されたもの

(2) 見積金額のないもの

(3) 見積金額の記載が不明確のもの

(4) 参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

(5) 見積金額の記載を訂正したもの

(6) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出したもの

(7) 見積公告において示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの

(8) その他公募型見積合わせに関する条件に違反したもの

8. 契約の相手方の決定

(1) 見積合わせの結果、無効のものを除き、最低の価格をもって見積りした者を契約予定者とし、契約の協議を行うものとする。

(2) 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。（詳細は別紙のとおり）

- (3) 契約の相手方に決定した者が、指定の期日までに契約書の取り交わしを行わない場合は、契約の決定を取り消すものとする。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

免除する。

- (3) 契約に関する事項

ア 見積合わせの結果、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 14 日以内に契約書の取り交わしを行うものとする。

イ 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

ウ 契約の相手方となった者が契約を締結しないために損害が生じた場合は、当該相手方との契約金額の 100 分の 10 以上の金額の損害賠償を求める場合がある。

- (4) 本公告に記載のない事項については、契約事務規程の定めるところにより取り扱うこととする。

令和 8 年 9 月 17 日

契約責任者

高知県公立大学法人

理事長 伊藤 博明